

表彰に関する規定

令和6年(2024年)5月31日決定
山口県吹奏楽連盟

(趣旨)

第1条 この規定は、山口県吹奏楽連盟（以下本連盟と称する。）規約第3条に掲げる目的遂行に尽力した個人及び団体（以下「団体等」と称する。）の表彰について必要な事項を定めることとする。

(表彰の種類)

第2条 表彰の種類は、次のように定める。

- (1) 永年出場表彰、
- (2) 優秀団体・指導者表彰
- (3) 功績表彰
- (4) その他

(永年出場表彰)

第3条 永年出場表彰は、吹奏楽コンクール、マーチングコンテストに永年出場した団体会員及び個人を対象とする。

2 表彰の種別は、次のように定める。

- (1) 団体会員については、15年表彰とする。
- (2) 個人については、指揮者は10年表彰、20年表彰、30年表彰、40年表彰、50年表彰とする。演奏者は50年表彰（同一団体）とする。

3 このほか、理事長が必要と認めた場合は、適宜対象とする。

(優秀団体・指導者表彰)

第4条 優秀団体・指導者表彰は、本県代表として上部大会に出場し、優れた活躍をした団体会員及び個人を対象とする。

2 表彰対象について、次のように定める。

(1) 吹奏楽コンクール中国大会、マーチングコンテスト中国大会及び小学生バンドフェスティバル中国大会に10回出場、20回出場、30回出場した団体会員及び指導者。

(2) 全日本吹奏楽コンクール、全日本マーチングコンテスト、全日本小学生バンドフェスティバル及び全日本アンサンブルコンテストに5回出場、10回出場、15回出場した団体会員及び指導者。

3 このほか、理事長が必要と認めた場合には、適宜対象とする。

(功績表彰)

第5条 功績表彰の対象を、次のように定める。

- (1) 本連盟の役員として長年にわたって尽力し、その功績が認められた者。

- (2) 本連盟の事業に協力し、特別の功績があった個人及び団体。
- (3) その他、本連盟として推奨すべき特別の功績のあった個人及び団体。

(表彰を行う者)

第6条 表彰は、山口県吹奏楽連盟理事長（以下理事長と称する。）が行う。

(副賞)

第7条 感謝状及び表彰状には、副賞を添えることができる。

(表彰の時期)

第8条 表彰は、本連盟総会及び本連盟主催行事において行う。ただし、特に必要があると理事長が認めるときは、随時行うことができる。

(審査)

第9条 表彰の審査は、常任理事会で審査し、決定する。

(表彰の推薦)

第10条 会員理事は、第2条の各項の一つに該当すると認めるときは、表彰推薦書（様式1）により、理事長に推薦することができる。

(表彰者名簿)

第11条 事務局長は、表彰を受けた者について表彰名簿に記載するものとする。

(規定の変更)

第12条 この規定は、常任理事会の議決により変更することができる。

令和 年 月 日

山口県吹奏楽連盟
理事長 松浦美彦様

団体名

理事名

(自署)

山口県吹奏楽連盟表彰 推薦書

下記について、山口県吹奏楽連盟表彰に関する規定第2条に該当することから、表彰されますよう推薦します。

推薦する者の名			
住所・所在地	〒		
電話番号	電 話	()	— 勤務先 自 宅
	F A X	()	— 勤務先 自 宅
	携帯電話	()	—
E-mail			
表彰種別 (○で囲む)	永年出場表彰	優秀団体・指導者表彰	功績表彰
推薦する理由			
特記事項等			

連盟記入欄	
-------	--